

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主・取引先等のステークホルダーの信頼を得るため、社会的責務を自覚し遵法精神と企業倫理の重要性を認識すると共に、株主の視点に立ち経営の透明性と効率性を高めることを重要課題と位置付け、経営管理体制の維持・構築に取り組んでおります。

・会社の機関の内容

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名で構成されており、迅速且つ的確な意思決定を行うことの可能な適正規模であると考えております。

また当社は監査等委員会制度を採用しており、監査等委員である取締役4名全員が社外取締役であり、取締役会の監査・監督の機能強化も図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-7 独立社外取締役の有効な活用】

【原則4-8 独立社外取締役の2名以上の選任】

【補充原則 4-8-1 独立社外取締役の客観的な立場に基づく情報交換・認識共有】

【補充原則 4-8-2 独立社外取締役による、経営陣や監査役会との連携に係る体制整備】

【補充原則4-10-1 諮問委員会設置等による、指名・報酬等への独立社外取締役の関与・助言】

当社は全員が社外取締役(うち1名は独立役員)である監査等委員会によって適切な監査・監督体制を構築しており、現在の企業統治体制は当社にとって適切なものと考えております。

今後は、さらなるコーポレートガバナンスの強化を目指すべく、独立社外取締役の活用ならびに2名以上の選任等を含め、企業統治体制の在り方全体について検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(上場株式の政策保有に関する基本方針)

安定した収益の確保ならびに持続的な事業発展のためには、荷主をはじめとする取引先との関係維持・強化が不可欠です。そのため、当社の経営戦略や取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、当社の中長期的な企業価値の向上に必要と判断する場合には、政策的に株式を保有していく方針です。

(議決権行使基準)

保有株式の議決権行使については、保有先企業の経営判断を尊重しつつ、当社および保有先企業の中長期的な企業価値の向上の観点から総合的に判断してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、事前に取締役会に上程し決議しております。

また、当社が主要株主等と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、重要性の高い取引について事前に取締役会に上程し決議しております。なお、取引の条件については毎期交渉の上決定しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

企業理念、経営戦略等は当社ホームページにおいて開示しておりますので、ご参照ください。

当社は、中長期的な成長に向けた船隊整備および環境保全コスト等のリスクに備えるため、適切な株主資本の水準を保持することを資本政策の基本としております。また、株主の皆様への利益還元については、経営成績を勘案しつつ、安定した配当を実施していくことを基本としております。

なお、中長期の目標数値は海運市況の動向により大きく変化する可能性があるため、直近の収益予測のみ決算短信において開示しております。

当社ホームページ <http://www.kyoeitanker.co.jp/>

企業理念 <http://www.kyoeitanker.co.jp/company/principles.html>

経営戦略 <http://www.kyoeitanker.co.jp/ir/management.html>

対処すべき課題 <http://www.kyoeitanker.co.jp/ir/management02.html>

決算短信 <http://www.kyoeitanker.co.jp/ir/library.html>

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの理念および原則を順守することを基本方針として、コーポレートガバナンスの強化に努めます。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「2. 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4)取締役会が経営陣幹部の選定と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
(方針)

経営陣幹部の選定および取締役候補の指名に当たっては、年齢や性別、国籍等の区別なく、幅広い見識、豊富な経験、優れた人格、高度な能力等を有しており、職責を全うできる適任者を選定・指名する方針としております。

(手続)

上記方針に基づき、取締役社長が候補者を取りまとめ、経営会議における事前審議を経て、取締役会に提案しております。取締役会は、公正な審議のうえ、候補者を決議しております。監査等委員候補の指名については、事前に監査等委員会の同意を得ております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

個々の取締役の経歴等および社外取締役候補者の指名理由については、株主総会参考書類および有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲】

取締役会は、法令および定款で定められた事項のほか、取締役会規則で定められた経営に係る重要な事項について判断・決議しております。これら以外の業務執行に関する決定については、職務権限規程および経営会議規程に基づき、常勤取締役により構成される経営会議に権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、経営に対する実効性の高い監督を実現すべく、社外取締役候補については、特に、企業経営の経験または海運その他関連業界に関する幅広い見識を有する者を指名します。また、監査等委員である取締役のうち最低1名は、財務および会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましいとしております。

当社の社外取締役または社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目に該当しないと判断される場合には独立性を有しているものと判断します。

1. 当社および当社の子会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者(※1)である者
 2. 過去10年間に於いて、上記1に該当していた者
 3. 当社グループの主要株主またはその業務執行者である者
 4. 当社グループが主要株主となっている者またはその業務執行者である者
 5. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
 6. 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者である者
 7. 当社グループの主要借入先またはその業務執行者である者
 8. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等(ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
 9. 当社グループから多額の寄付を受けている者(ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
 10. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 11. 最近において、上記3から10のいずれかに該当していた者
 12. 下記に掲げる者の二親等以内の親族
- (1)上記3から11までに掲げる者(ただし、上記3から7までの「業務執行者」においては重要な業務執行者(※2)、上記8および9の「団体に所属する者」においては重要な業務執行者及びその団体が監査法人や法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者、上記10の「監査法人に所属する者」においては重要な業務執行者及び公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。)
- (2)当社グループの重要な業務執行者
- (3)最近において、上記(2)に該当した者

※1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これに準じる者及び使用人をいう。

※2. 重要な業務執行者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員、及び部長級以上の上級管理職にある使用人をいう。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方】

(考え方)

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、幅広い見識・豊富な経験等を有する多様な取締役により構成することを基本としております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は定款に基づき、10名以内としております。また、監査等委員である取締役の員数は定款に基づき、4名以内としております。

(取締役の選任に関する方針・手続)

原則3-1(4)に記載の通りです。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

株主総会参考書類および有価証券報告書において、各取締役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価とその結果の概要】

当社は、取締役会全体の実効性の分析・評価を目的に、全ての取締役・監査役を対象にアンケート調査を実施いたしました。具体的には(1)取締役会の構成(2)取締役会の運営(3)コーポレートガバナンス・コード対応(4)総評の4項目に分けて評価を行いました。各項目の評価結果は概ね適正ではありましたが、各取締役の積極的な意見提言や業務状況の発信など、活発な議論をすることが必要であるとの意見も提示されました。当社は、上記分析・評価結果を踏まえ、取締役会での更なる議論の活発化・充実に向け、今後、必要な対応策の検討と実行を進めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役がその役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識を取得、更新することができるよう、就任時に加え、就任後も継続的に、外部機関が提供する講習なども含め必要な機会を提供・斡旋するとともに、その費用を支援します。また、新任の社外取締役には、就任時において、当社の事業内容や財務状況および各種規程等に関する知識を取得する機会を提供します。

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主の皆様との対話に対して、合理的な範囲で真摯かつ適時に対応してまいります。

(1)建設的な対話に係わる取締役

株主の皆様との建設的な対話の実現に向け、総務部担当取締役が中心となって目配りを行い、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた

上で対話(面談等)に臨みます。

(2)対話を補助するIR担当と社内各部門との有機的な連絡
株主の皆様との対話に必要な情報は、企画部、経理部、営業部、船舶部から横断的に情報を収集し、総務部で取りまとめを行っております。

(3)個別面談以外の対話の手段の充実にする取組み
個別面談以外では、当社ホームページにおいてIRに関する情報やお問い合わせフォームを掲載することで、当社に関する情報収集および質問ができる環境を提供しております。

(4)経営陣や取締役会に対するフィードバック
株主の皆様との対話において把握された意見や懸念につきましては、必要に応じて、関係各部または経営会議・取締役会にフィードバックし情報を共有いたします。

(5)対話におけるインサイダー情報の管理
インサイダー情報を適切に管理するため、内部者取引管理規程を制定し、規程に則った運用を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本郵船株式会社	11,476,000	30.00
ジャパンマリンユナイテッド株式会社	4,752,000	12.42
三井住友海上火災保険株式会社	2,840,000	7.42
コスモ石油プロパティサービス株式会社	2,500,000	6.54
株式会社みずほ銀行	1,000,000	2.61
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	957,000	2.50
馬場 協二	736,000	1.92
東京海上日動火災保険株式会社	530,000	1.39
林田 一男	427,000	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	401,000	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	日本郵船株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	海運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市況を見ながら合理的に決定しており、現時点において、当社は少数株主の保護に対する方策を適切に履行しております。”

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
湯川 毅	他の会社の出身者					△		△				
石崎 青次	他の会社の出身者											
滝 健一	他の会社の出身者					○		○				
多昌 啓	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
湯川 毅	○		湯川毅氏は、日本郵船株式会社の元役員（現アドバイザー）であり、同社は当社の主要な取引先および主要株主に該当します。	公正で透明性の高い経営を担保し、監査等委員会の機能強化を図るためであります。
石崎 青次	○	○	当社の主要株主出身。	公正で透明性の高い経営を担保し、監査等委員会の機能強化を図るためであります。 なお、当社との間に特別な利害関係はありません。また、当社の主要株主であった会社を退職後10年以上が経過し、出身会社の当時の経営陣も全員退任していることから、一般株主と利益相反関係にないと判断し、独立役員に指定いたしました。
			滝健一氏は、コスモエネルギーホールディングス株式会社の常務執行役員であ	

滝 健一	○	り、同社は当社の主要な取引先に該当するコスモ石油株式会社、および当社の主要株主に該当するコスモ石油プロパティサービス株式会社の親会社であります。	公正で透明性の高い経営を担保し、監査等委員会の機能強化を図るためであります。
多昌 啓	○	多昌啓氏は、日本郵船株式会社の内部監査室室長であり、同社は当社の主要な取引先および主要株主に該当します。	公正で透明性の高い経営を担保し、監査等委員会の機能強化を図るためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

なし

現在の体制を採用している理由 [更新](#)

当社におきましては監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人として、現在のところ常勤監査等委員1名を配置しておりますが、使用人につきましては配置しておりません。ただし、必要に応じて監査等委員会との協議の上、同使用人を配置できるものとしております。なお、使用人につきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および監査等委員会からの指示の実効性を確保することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員会は、会計監査と定期的に情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受け、会計監査人の監査への立会いなど緊密な連携を図ります。
また、監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部監査部門から定期的また個別に報告を受けます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1 名

その他独立役員に関する事項

当報告書にも記載のとおり、原則4-9「独立社外取締役の独立性判断基準および資質」にもとづき独立役員を指名し、独立役員の資格を充たす社外取締役を独立役員にしていしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

中長期的なインセンティブは人事処遇により適切に働いていると考えられることから、当面当社では導入を予定しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年3月期における取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

・取締役を支払った報酬 137,530千円

・監査役を支払った報酬 18,975千円

*上記には当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を含み、使用人兼務役員に対する使用人給与相当額は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（方針）

経営陣幹部・取締役の報酬は、月額報酬（固定部分）および賞与（業績連動部分）で構成されております。月額報酬については、当該取締役の役位や職責等を考慮して決定する方針としております。賞与については、会社業績に応じて当該取締役の役位・職責等を考慮して決定する方針としております。

なお、自社株報酬については、中長期的なインセンティブは人事処遇により適切に働いていると考えられることから、当面当社では導入を予定しておりません。

（手続）

月額報酬および賞与は上限額を株主総会で決議しております。個別の額については、取締役社長が上記方針に従い取締役会に提案し、取締役会にて審議・決議しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

総務部が取締役会付議案件を事前に通知・説明すると共に、重要な業務執行について都度報告を行うなど監督機能が有効になるよう体制を敷いております。また、監査等委員会がその職務を補助する取締役または使用人を置くことを要請した場合、要請に即して必要な人員を配置することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 現行の体制を選択した理由

当社は、監査等委員会設置により取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実が図られると判断しております。

2. 現状の体制の概要

（1）業務執行

法令・定款で定められた事項及び取締役会規則で定められた重要な事項については、随時開催される取締役会にて意思決定ならびに業務執行の監督を行っています。

常勤の取締役ににより構成される経営会議では、取締役会で決定された基本方針に基づき、業務執行に関する重要な事項の決議・報告や取締役会付議事項の事前決議を行っています。

（2）監査等委員会の機能強化に関する取組状況：

監査等委員会は社外取締役4名で構成されており、うち1名は常勤監査等委員であります。監査等委員は取締役会をはじめ重要な会議に出席し、関連資料の閲覧および関係部署への質問等を通じて、取締役の業務執行の監査・監督を行っています。また、会計監査は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査等委員会と会計監査人は定期的な会合を持って監査の実施状況に関する打合せを行っています。

内部監査室は、取締役社長直属の組織として、室長以下3名が配置されており、監査等委員会と密接な連携をとり相互に協力しています。

なお、常勤監査等委員1名は、日本郵船株式会社での経営委員の経験や海運業界における幅広い見識を有しております。

（3）独立性の高い役員の選任状況：

「社外取締役の選任状況」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、取締役会と社外取締役を含む監査等委員会を設置しております。それらが連携することにより取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図り、経営の効率性や透明性、客観性を確保できると考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、印刷物等物理的に対応可能な範囲で極力早期の発送につとめております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、財務情報をはじめその他適時開示資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業理念」ならびに「企業行動憲章と行動規準」を定め、取引先に対し安全且つ優良なサービスを提供すると共に、合法且つ公正な企業活動を推進しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2004年7月に国際標準化機構(ISO)の品質マネジメント規格ISO9001ならびに環境マネジメント規格ISO14001の認証を取得し、船舶安全管理システム(SMS)の運用と併せて地球環境の保全ならびに船舶の安全運航に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社役職員が規範とすべき「企業行動憲章と行動規準」を平成18年5月15日に付で制定し、平成28年6月29日付で改定いたしました。この「企業行動憲章と行動規準」を役職員に周知徹底させることにより、コンプライアンス体制の維持・強化に努めてまいります。内部統制に係る体制整備については、第1段階が終了したと考え平成21年11月に内部統制室を廃止し、その後は各部室がコンプライアンスに関する取り組みを行い、業務を適正かつ健全に遂行しております。また、平成21年度よりリスク管理委員会を設置し、リスクの管理を行っております。

さらに今後も内部体制の重要な課題を迅速に処理するため、社内諸規程の制定・改廃を推進してゆきます。内部監査室を平成20年7月に設置し、監査等委員会と連携・協力を図り、会計監査人と具体的な諸課題に関し協議を重ねるなど、内部統制を有効に機能させチェック体制を強化する取り組みを行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体および全ての反社会的な行為には断固たる態度で対決し、これらと関わりのある企業・団体・個人とは一切の関係を排除いたします。このことを企業行動憲章に定め、当社グループ役職員に周知徹底させると共に、日頃より外部の専門機関ならびに弁護士等との緊密な連携のもと、情報収集に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

